

【表紙】  
【提出書類】 大量保有報告書  
【根拠条文】 法第27条の23第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 マッコーリー バンク リミテッド  
【住所又は本店所在地】 オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州2000 シド  
ニー マーティン・プレイス1  
【報告義務発生日】 平成25年7月25日  
【提出日】 平成25年7月26日  
【提出者及び共同保有者  
の総数(名)】 1  
【提出形態】 その他  
【変更報告書提出事由】 ー

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	(株)ピクセラ
証券コード	6731
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッコーリー バンク リミテッド (Macquarie Bank Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2000 シドニー マーティンプレイス1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和58年4月26日
代表者氏名	デニス・レオング
代表者役職	エグゼクティブ・ディレクター
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	マッコーリーキャピタル証券会社 コンプライアンス部 遠山恵子
電話番号	03-3512-7939

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 2,700,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,700,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等 の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	2,700,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	2,700,000	

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月25日現在)	V 11,034,100
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	19.66%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の 種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の 別	単価(円)
平成25年7月25日	新株予約権	2,700千	19.66%	市場外	取得	1.47円

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

## 第三者割当契約

契約締結先 発行者 新株予約権の数量 2,700,000 (2,700,000株)

発行者は、契約によって定められた2年間の行使期間中におけるいずれかの日に本新株予約権を提出者に対して行使することを要請出来ます。しかしながら、その数量単位や行使頻度については一定の制限があります。更に、発行者は特定の条件下（例えば、発行者が非公表重要情報を有する場合など）では行使要請が出来ないことがあります。なお、発行者と提出者は、日本証券業協会規則等の定めるところに従って、権利行使の制限を行う旨の措置につき合意しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	3,969
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,969

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし					

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		